



速度取締り指針



令和7年1月
鹿屋警察署

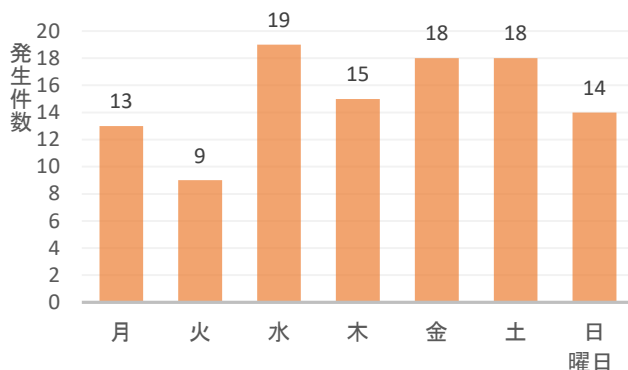
1 鹿屋警察署の速度取締り重点路線

路線	区間	規制速度	重点時間帯
国道220号	牛根境～串良町有里	40・50km/h	6:00～20:00
国道269号	永小原町～串良町細山田	40・50km/h	
主要県道鹿屋吾平佐多線	吾平町～札元	40・50km/h	

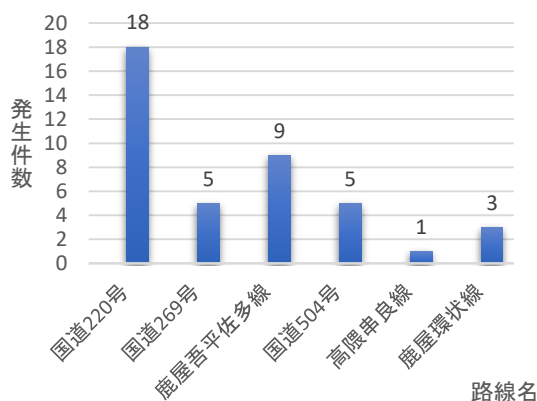
※上記以外の路線、時間帯でも取締りを実施することもあります。

2 鹿屋警察署管内における交通事故実態(R6.7～R6.12)

曜日別人身事故発生状況



路線別人身事故発生件数



時間帯別人身事故発生件数



鹿屋警察署管内の交通人身事故分析結果

交通事故発生日時・路線	交通事故類型・原因
曜日別の発生状況を分析した結果、火曜日に若干の偏りが見られるが、曜日ごとの差はほとんど見られない。 7時から19時までの発生が多く、7時から9時、16時から19時にピークがある。 路線は国道220号、主要県道鹿屋吾平佐多線、国道269号、国道504号の順に多く発生している。	交通事故類型は、出会い頭事故、追突事故の順に多く発生し、交差点での事故が約5割を占めている。 交通人身事故の事故原因については、安全不確認、前方不注意、動静不注意等の漫然運転が約7割を超えており、緊張感を欠いた運転が交通事故に繋がっているものと認められる。

3 その他の交通指導取締り要点

- ☆ 悪質・危険運転者排除のため、飲酒運転及び無免許運転の取締りを強化します。
- ☆ 横断歩道や交差点の交通事故抑止対策として、横断歩行者妨害や信号無視等、迷惑性が高く重大事故に直結するこれらの違反について、重点的取締りを実施することとしています。
- ☆ 携帯電話やシートベルト違反取締り等を実施し、運転者の緊張感を促すこととしています。